

**いじめ問題対策委員会** 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者  
学年主任・生徒指導部員・養護教諭 等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に対応するため、中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

**組織対応の流れ**

